

●漁船損保公示第63号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和6年2月20日から同年3月5日まで東瀬戸漁業協同組合において縦覧に供する。

令和6年2月20日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 発起人の住所及び氏名  
高松市男木町1950番地2 河原 巽  
高松市男木町224番地 藪中 勝  
高松市男木町221番地 大江 利和
- 2 加入区の名称  
男木島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
東瀬戸漁業協同組合